

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/10/25

最終更新日 2023/10/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	有	令和5年10月25日
国立大学法人名	無	福井大学
法人の長の氏名	無	上田 孝典
問い合わせ先	無	総務部総務課 (TEL : 0776-27-8014、E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp)
URL	無	https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/governancecode/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	有	<p>確認の方法</p> <p>第101回経営協議会（令和5年6月16日開催）において、全原則の適合状況等について確認いただきたい旨案内。</p> <p>令和5年7月6日に、全原則の適合状況等について確認依頼及び意見聴取を行い、その結果について第102回経営協議会（令和5年10月18日開催）において審議し了承を経た。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p>全体</p> <p>【意見】</p> <p>ミッションを踏まえたビジョン、目標、戦略の策定とその実現のために自主的・自立的に発展・改革し続けられる体制の構築については、中長期的な視点から、質の高い経営理念を掲げ、十分に評価される内容になっている。</p> <p>ただし、これらの策定されたものが、学内外に充分理解され、具体的に成果として実現されることが重要である。</p> <p>平成16年に国立大学が法人化され、そして法人化によって、自らの経営を律しつつその機能をさらなる高みへと進めるべく、基本原則となる規範が国立大学法人ガバナンス・コードに策定されている。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>学内の教職員が、これらの意義をしっかりと理解して、今後の体制の改革に当たらなければ成果に結びつけることは難しいのでは、と危惧される。</p> <p>【対応】</p> <p>「福大ビジョン 2040」においては、本学ホームページへの掲載等による学内教職員への周知に加え、ビジョンの学内共有を図るため、令和4年5月に学長による全学説明会を開催した。説明会不参加の教職員に対しては、ビデオ配信を行い、ビジョン実現に向けた全学共通の理解、協力を促している。国立大学法人ガバナンス・コードも含め、福井大学のあるべき姿について今後も継続的に見直し・周知を行うよう努める。</p> <p>原則 1 - 3 ③等</p> <p>【意見】</p> <p>「ダイバーシティの観点では、若手、女性及び外国人を積極的に登用するため、雇用支援経費（20,000 千円）を設け、各部局に支援を行っている。」としているが、配分を行う基準、その基準がどのようにダイバーシティの改善に結びつくのかが重要である。</p> <p>【対応】</p> <p>雇用支援経費（20,000 千円）の支援基準は以下のとおりで、この支援により、令和5年度から2名の外国籍の女性教員を採用しており、徐々にではあるが、ダイバーシティの機運が高まっている。</p> <p>支援基準（以下の①又は②及び③、④に該当する者）</p> <p>①令和4年度に新たに採用する常勤教員のうち、39歳以下の者（令和5年度末時点）</p> <p>②令和4年度に新たに採用するフルタイムの特命教員のうち、39歳以下の者（令和5年度末時点）</p> <p>③女性研究者であること</p> <p>④外国籍を有する者</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	有	<p>確認の方法</p> <p>令和5年7月6日に、全原則の適合状況等について説明を行うとともに、確認及び意見聴取を行った。</p> <p>監事からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p>原則1-4</p> <p>【意見】</p> <p>将来、大学経営を担う人材の育成策が取られているか。また、事務局職員の人材育成に向けた研修等の実施状況が紹介できないか。</p> <p>【対応】</p> <p>副学長等に対し、国立大学協会等が主催する研修等、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めるとともに、教育研究評議会等への参画等を通じ、全学的な視点を養成していくこととしている。令和4年4月には、学外から大学経営等に長けた者を学長顧問として招き、学長の諮問する事項に関し助言等を行う他、役員等との意見交換会等を年に3回程度実施するとともに、大学改革コンサルタントとの意見交換を実施し、経営人材の育成に繋げている。</p> <p>さらに教職協働PTを立ち上げ、教職協働の観点から人材育成を進めている。本年度、第一回の教職協働SD/FDを実施し、好評を得た。</p> <p>また事務局職員に対しても、人材育成のため以下の研修を実施している。</p> <p>(本学主催の独自の研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用事務局職員研修 ・新任管理職説明会 ・DX研修 ・公文書作成研修 ・本学大学院国際地域マネジメント研究科における研修 ・考福塾(福井新聞社主催)への参加 ・管理職研修 <p>(国立大学法人等主催の研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修(初任者研修、中堅職員研修、新任係長・専門職員研修、リーダーシップ研修、マネジメント研修、部課長級研修)

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省行政実務研修生 ・ 若手職員勉強会 <p>原則 2 - 1</p> <p>【意見】</p> <p>ビジョンの説明や周知への取り組みはわかるが、実際に教職員の理解度や浸透度を図ることができているのか。一つ一つの業務とビジョンやミッションの実現との繋がりへの理解度向上に向けた取り組みが必要ではないか。</p> <p>【対応】</p> <p>学内の浸透状況を図るため、令和4年度内部統制システムの整備及び運用に係る推進方針において、「第4期中期目標・中期計画及び福大ビジョンの周知状況等」を全学共通のモニタリングテーマとして点検を行い、各部局において、策定した中期目標・中期計画の内容について、教授会やメール等により構成員への周知を行っていることを確認した。また中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価を行い、結果を報告書（概要版を含む）にまとめ、これらをHP掲載やメール等で周知することにより、目標等の達成に向けて、進捗状況の共有が行われていることを確認した。</p>
その他の方法による確認	無	特になし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	無	当法人は、各原則をすべて実施しています
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	無	該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	有	<p> 本学の理念である「格致（かくち）によりて 人と社会の未来を拓（ひら）く」を踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を明文化した「福大ビジョン2040」を学長のリーダーシップの下、策定している。同ビジョンは、2040年における福井大学の未来像及びその未来像に向けたミッションとして次のとおり構成している。 </p> <p> ○2040年における福井大学の未来像 </p> <ul style="list-style-type: none"> ◆世界に通じる地方総合大学 <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルキャンパス、オンライン教育による世界とのアクセス拡大 ・国内外の大学・機関との結びつきの強化 ・地域連携プラットフォームを通じた県内高等教育機関との協働・地域共創 ◆社会から頼りにされる、活力ある大学 <ul style="list-style-type: none"> ・福井県の特徴も踏まえたひとづくり・ものづくり・ことづくり、地域医療と地域教育の拠点機能、産学官金連携活動 ・教職員・学生「ここで働くこと、学ぶことにプライドをもち、今を生き活きと過ごす」 <p> ○福井大学の未来像に向けたミッション </p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・深い実践的教養を備える卓越高度専門職業人の育成 ・学生のキャンパスライフの質向上 ・「学びの母港」構築による人生100年時代へ対応 2. 研究 <ul style="list-style-type: none"> ・福井に根ざした人類知の創出 ・世界に通じる研究力とイノベーション創出 ・若手研究者の育成の実質化 3. 国際化 <ul style="list-style-type: none"> ・世界と伍する教育研究環境の構築 ・「福井と世界を結ぶゲートウェイ」の実現 4. 地域共創 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の中核拠点としての機能・役割の一層の強化 ・県内高校からの志願者増と卒業後の地元定着化 5. SDGs <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の実現への寄与 6. カーボンニュートラル <ul style="list-style-type: none"> ・地域のゼロカーボン・キャンパスのカーボンニュートラルの実現 ・グリーン人材の育成 7. 経営マネジメント

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な学部・大学院の体制・規模の確保 ・総力的大学経営の実現 ・ダイバーシティの推進 <p>なお、「福大ビジョン 2040」については、令和3年4月に策定後、本学のホームページへの掲載等により学内教職員への周知を行った。また、報道関係に向けてメール配信したほか、パンフレット形式の印刷物も発行し、今後、様々なステークホルダーとの意見交換等の機会で広く周知することとしている。同ビジョンについては、第4期中期目標期間初年度の現状に照らし、令和4年度に一部内容の見直しを行った。</p> <p>＜第4期中期目標より抜粋＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的に分類した各ステークホルダー区分との意見交換会等を実施（第4期の隔年度） <p>さらに、ビジョンの学内共有を図るため、令和4年5月に学長による全学説明会を開催。当日不参加の教職員に対しては、ビデオ配信を行い、ビジョン実現に向けた全学共通の理解、協力を促した。</p> <p>「福大ビジョン 2040」 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/fukudaivision2040/</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	有	<p>本学では、「国立大学法人福井大学 内部質保証に関する基本方針」を制定し、「目標等の進捗状況を検証し、その結果を基に改善を図る PDCA サイクル」並びに「評価情報公開の促進」について規定している。具体的には、内部質保証の取組として、教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価及び中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価を6年ごとに実施し、その結果を報告書にまとめている。令和4年度における中期目標・中期計画は順調に進捗していることを確認している。なお、本学は、令和4年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した「大学機関別認証評価」において「重点評価項目」とされている“内部質保証”について、「内部質保証が優れて機能している」と高い評価を受けており、直近3年間（令和2～4年度）に受審した国立大学57校のうち、このような高い評価を受けたのは本学のみとなっている。</p> <p>また、検証結果を基に改善等が必要な事項に関しては、福井大学内部質保証規程等において、対応方針、対応措置の実施計画を策定し、その進捗状況を報告することを定めており、実施後、本学ホームページで公表することとしている。</p> <p>（中期目標期間に係る評価） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management02/ （全学の自己点検・評価結果等） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management06/self_inspect/ （内部質保証）</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management06/https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management05/</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>無</p>	<p>(1) <u>経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</u></p> <p>○本学では、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり定めるとともに、ホームページ上にそれぞれについて公表している。</p> <p>学長については、国立大学法人福井大学役員規則第2条において、「学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。</p> <p>(国立大学法人福井大学役員規則)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=8#</p> <p>○理事については、国立大学法人福井大学役員規則第2条第2項において、「理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」と定めている。この規定に基づき、国立大学法人福井大学理事に関する規則第2条において、理事が掌理する業務を定めるとともに、各理事の所掌業務について、本学ホームページに掲載している。</p> <p>(国立大学法人福井大学役員規則)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=8#</p> <p>(国立大学法人福井大学理事に関する規則)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=10#</p> <p>○副学長については、国立大学法人福井大学学則第14条において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めている。また、国立大学法人福井大学理事に関する規則において、「第2項第1号から第3号までの理事は、副学長の職を兼ねるものとし、理事の職務に支障のない範囲内で、学生の教育・指導等の職務を併せて行うことができるものとする。」と定めており、当該者は理事としての所掌業務に関し、副学長としての権限と責任を有している。さらに福井大学副学長に関する規程により国立大学法人福井大学理事に関する規則第2条第4項によらない副学長の職務を定めるとともに、本学ホームページに掲載している。</p> <p>(国立大学法人福井大学学則)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=1#</p> <p>(国立大学法人福井大学理事に関する規則)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=10#</p> <p>(福井大学副学長に関する規程)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=39#</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<p>○学長補佐については、福井大学学長補佐に関する規程第1条において、「福井大学（以下「本学」という。）に、学長補佐を置くことができる」と定め、同規程3条において、学長の命を受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な企画、立案等へ参画すること。 ・理事又は副学長を補佐すること。 ・随時、学長の求めに応じ、調査及び検討等を行い、意見を述べること。の職務を行うことと定めるとともに、本学 ホームページにおいて公表している。 <p>(福井大学学長補佐に関する規程)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=40#</p> <p>○国立大学法人福井大学法人規則において、役員会を（第10条）、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を（第12条）、教学運営に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会(第13条)をそれぞれ設置することを定めている。</p> <p>(国立大学法人福井大学法人規則)</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=3#</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>無</p>	<p><u>(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</u></p> <p>本学の理念である「格致によりて人と社会の未来を拓く」の実現、組織の活性化並びに教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献の一層の向上を目指した「国立大学法人福井大学人事基本方針」及び「国立大学福井大学における経営・運営体制の構築等について」を策定し、教職員に求める人材像や選考方法並びに理事・副学長等に求める人材像や役割等を明確にし、公表している。</p> <p>その他、「国立大学法人福井大学における教員の総合的な人事計画」（令和4年9月21日役員会決定）を策定し、年齢構成及び職位バランスの適正化、若手教員の採用比率並びに女性教員の在職比率について、数値目標を掲げている。</p> <p>なお、ダイバーシティの観点では、若手、女性及び外国人を積極的に登用するため、雇用支援経費（20,000千円）を設け、各部局に支援を行っている。</p> <p>(国立大学法人福井大学人事基本方針)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_basic_policy.pdf (国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/taiseiseibi_r3_4.pdf (国立大学法人福井大学における教員の総合的な人事計画)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_keikaku_r409.pdf (国立大学法人福井大学一般事業主行動計画)</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<p>http://danjyo.ad.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/d767af0bc2c8f58099be2eff251d159f.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>無</p>	<p><u>(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</u></p> <p>自らの価値を最大化するべく教育研究活動のために必要な支出額を勘案のうえ、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画について、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定し、以下のとおり公表している。</p> <p>中期的な財務計画 (国立大学法人福井大学中期目標・中期計画一覧表 18～24 頁 予算、収支計画及び資金計画)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management01/</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>	<p>有</p>	<p><u>(4) 教育研究の費用及び成果等及び法人の活動状況や資金の使用状況等</u></p> <p>教育研究の費用及び成果等について、「財務諸表」の附属明細書でセグメント情報（費用収益の明細）を掲載し、経営の透明性確保に努めているほか、「福井大学統合報告書」により、大学の機能強化による取組や学部・研究科等別の教育研究等の活動状況について、財務情報と非財務情報（教育研究等の成果・実績等）を多様なステークホルダーが理解しやすいよう分かりやすくまとめ、ホームページへ掲載し公表している。</p> <p>セグメント情報（費用収益の明細） (国立大学法人福井大学財務諸表 24～26 頁 開示すべきセグメント情報)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management09/ 福井大学統合報告書 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management09/</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担い、うる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>有</p>	<p>本学の理念である「格致によりて人と社会の未来を拓く」の実現、組織の活性化並びに教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献の一層の向上を目指した「福井大学人事基本方針」(https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_housin.pdf) 及び「国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について」(https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/taiseiseibi_r3_4.pdf) を策定し、法人経営の一端を担う副学長等に求める人材像を明確にした上で、全学的な視点を養成できるように、十分な研修機会の提供や教育研究評議会等への参画を実施している。</p> <p>福井大学事務局は、我々が実現すべき、ありたい姿（目指すべき組織の方向性）を「事務局ビジョン」として掲げた上で、事務局ビジョンを達成するために、具体的にどのように行動すべきかを「職員の行動指針」として明確に、これらを実現するため、人事ポリシー（人事施策の基本方針）を策定し、計画的・継続的な人事施策を着</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<p>実に実行しつつ、「自ら成長しようとする職員」と「組織を通じて変革と価値創造を行おうとする職員」に対し、最大限の支援を実施している。具体には、各種研修の受講のほか、「免許資格の取得等に関する助成規程」により、各部局長が業務遂行に必要と認める免許資格を取得等する場合に経費を助成している。また、各職員が自発的に行う教室・研修等の受講や資格取得・検定試験の費用については、「スキルアップ助成制度」により助成している。</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/PApolicy.pdf</p> <p>経営人材の育成については、非常勤理事及び監事に民間企業役員経験者を採用し、それらの者からの経営感覚を身につけたり、国立大学協会、経営団体等が実施するセミナー等に参加したりするなど、次代の経営人材の育成を進めている。</p> <p>(国立大学協会が主催する大学マネジメントセミナー等参加状況(令和5年4月1日～9月30日:延べ3名)</p> <p>(福井大学人事基本方針)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_housin.pdf</p> <p>(福井大学事務局人事ポリシー)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/PApolicy.pdf</p>
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	有	<p>学長を補佐する人材(理事、副学長、学長補佐)の責務・役割、人材育成等を定めた「国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について」等により、以下のとおり学長を補佐する人材を選任・配置し、サポート体制を整備、実施している。</p> <p><求める人材像></p> <p>①理事</p> <p>理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>併せて、登用に当たっては、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、産業界、他の教育研究機関等の外部の経験の有無を考慮するものとする。</p> <p>②副学長</p> <p>副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>③学長補佐</p> <p>学長補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>④学部長及び研究科長並びに部門長</p> <p>学部長及び研究科長並びに部門長は、人格が高潔で、学識が優れ、本学で定められた運営方針を執行するとともに、責任を持って適切かつ効果的な学部、研究科、部門</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<p>の運営を行うことができる者とする。</p> <p><経営人材の育成></p> <p>副学長等に対し、国立大学協会等が主催する研修等、十分な研修機会を提供するとともに、役員・学長補佐会議や役員・部門長等懇談会、教育研究評議会等への参画等を通じ、経営人材としての全学的な視点を養成していくものとする。</p> <p>また、令和4年4月に、学外から大学経営等に長けた者を学長顧問として招き、学長の諮問する事項に関し助言等を行う他、役員等との意見交換会等を年に3回程度実施するとともに、大学改革コンサルタントとの意見交換を実施し、次世代を担う人材にも参加させることで経営人材の育成に繋げている。</p> <p>各補佐人材の責任・権限等については、以下に公表している。</p> <p>組織図</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/ 国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/taiseiseibi_r3_4.pdf</p> <p>国立大学法人福井大学役員規則</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=8#</p> <p>国立大学法人福井大学理事に関する規則</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=10#</p> <p>福井大学副学長に関する規程</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=39#</p> <p>福井大学学術研究院部門長等任命等に関する規程</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=41#</p> <p>福井大学学部長等任命等に関する規程</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=42#</p> <p>福井大学役職者の任命等に関する規程</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=43#</p> <p>福井大学学長補佐に関する規程</p> <p>https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=40#</p>
原則2-2-1 役員会の議事録	無	<p>役員会規則において、役員会は学長、理事で構成するとされており、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保している。</p> <p>学長が、次の事項について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならないとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標についての意見

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄								
		<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ・予算の作成、執行、決算 ・大学、学部、学科その他の重要な組織の設置・廃止等の重要事項 <p>また、原則として、毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に開催することができることとし、適時適切な開催、審議により、学長が国立大学法人法で定める事項に係る意思決定を、迅速かつ確に行うことができるようにし、国立大学法人のガバナンス機能を最大限発揮することに努めている。</p> <p>役員会の議事要旨については、本学ホームページ「役員会議事要旨」(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/board-proceedings/)に掲載している。</p>								
<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求め る観点及び登用の 状況</p>	有	<p>本学の理念である「格致によりて人と社会の未来を拓く」の実現、組織の活性化並びに教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献の一層の向上を目指した「国立大学法人福井大学人事基本方針」及び「国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について」を策定し、その目的に合致する人材の発掘・登用を実施するとともに、常勤役員で構成する人事会議において、女性、若手、外国籍の教員等の割合について定期的に確認している。また、女性の活躍に関する情報（役員、管理職に占める女性の割合等）について、毎年4月1日現在のデータをホームページで公表している。</p> <p>また、令和4年度から令和8年度までの一般事業主行動計画において、女性教員の在職比率を22%以上とする目標を掲げている。その比率は令和5年5月1日時点で21.7%となっており、目標に向けて今後も上昇させるよう努めている。</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の活躍に関する情報（毎年4月1日時点）として、例年夏頃に次の情報を公表している。</p> <table border="0"> <tr> <td>○役員に占める女性の割合</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>○管理職に占める女性労働者の割合</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>○係長級にある者に占める女性労働者の割合</td> <td>48.2%</td> </tr> <tr> <td>○労働者の男女の平均継続勤務年数の差異</td> <td>4.5年</td> </tr> </table> <p>(女性の活躍に関する情報の公表について)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/appointment/ (国立大学法人福井大学一般事業主行動計画)</p> <p>https://danjyo.ad.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/d767af0bc2c8f58099be2eff251d159f.pdf</p>	○役員に占める女性の割合	11.1%	○管理職に占める女性労働者の割合	9.0%	○係長級にある者に占める女性労働者の割合	48.2%	○労働者の男女の平均継続勤務年数の差異	4.5年
○役員に占める女性の割合	11.1%									
○管理職に占める女性労働者の割合	9.0%									
○係長級にある者に占める女性労働者の割合	48.2%									
○労働者の男女の平均継続勤務年数の差異	4.5年									
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外</p>	有	<p>経営協議会の学外委員の選考方針としては、委員数の過半数とし、大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものと定め、大学ホームページに公表している。(経営協議会規則第2条)</p>								

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
<p>部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>また、令和4年度における次期委員の選考方針として、学長が任命するにあたり、以下の観点により選考を行った。</p> <p>(1) 教育、医学、工学及び国際地域に深い知識・実践経験を有する者、自治体関係者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、大学経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の多様な関係者から幅広い意見等を聴取できるように選考する。</p> <p>(2) グローバルな視野、地域の期待からの意見等を的確に把握できるように選考する。</p> <p>審議を活性化する工夫として、本学の運営上の課題等についてご意見をいただき、大学運営に活用することにより、その改善を図ることを目的とした「討議」や大学の諸活動や現状への理解を深めていただけるよう、新聞掲載記事を紹介するなどの諸活動の報告を行っている。</p> <p>また、学外委員の意見及びその対応については、本学ホームページ「経営協議会の審議状況・運営への活用状況等」(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/)に公表済である。今後も学外委員の意見も参考にしながら、学外委員が役割を十分に果たせるよう会議運営を工夫している。</p>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>無</p>	<p>国立大学法人福井大学学長選考規則において、学長に求められる資質及び能力を定めるとともに、選考の都度、選考方針により、法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準や選考手続及び日程を定め、学内に公示した上で学長選考・監察会議が主体的に選考を実施することとしている。</p> <p>令和4年度に実施した学長の再任審査手続きにおいては、学長選考・監察会議が、学長から提示されたこれまでの総括や今後の所信等に基づき、学長選考・監察会議が定める学長に求める資質・能力を有しているかという点について、書類審査、監事への意見聴取及び学長ヒアリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人福井大学学長選考規則 (https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=6#)に基づき、学長選考・監察会議は自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正な審査により学長の再任を決定した。 再任における基準、審査結果、審査過程及び再任理由については、学長の再任決定後、直ちにプレスリリースを行うとともに、本学ホームページにより公表している。 <p>(次期学長予定者決定の公示) https://www.u-fukui.ac.jp/news/83177/</p>
<p>補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任</p>	<p>無</p>	<p>学長の任期及び再任の可否等については、中期目標を達成することを念頭に、中期目標期間と同年数の6年間の任期を想定するが、学長選考・監察会議における学長の業務執行状況の確認機能を有効に働かせるために、学長の任期は4年とし、学長選考・監察会議が再任の審査を行い、「必要と認める」場合に2年間の再任を認める仕組み</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
を可能とする場合の上限設定の有無		<p>み（ただし、学長選考・監察会議が特に必要と認める場合に限り、2回の再任を可とする。）として、国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則に定めている。</p> <p>国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則については、以下のとおりとし、当該規則を大学ホームページ（https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization）に公表している。</p> <p>第2条 学長の任期は、4年とし、引き続き再任されることができる。この場合において、再任の任期は2年とする。</p> <p>2 学長の再任は原則として1回とする。ただし、学長選考・監察会議が特に必要と認める場合に限り、2回の再任を可とする。</p> <p>3 学長が辞任を申し出た場合又は欠員となった場合の後任の学長の任期は、学長選考・監察会議が、残任期間等を考慮し定めるものとする。</p> <p>4 学長は、引き続き8年を超えて在任することはできない。</p> <p>（国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則） https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=9#</p>
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	無	<p>学長の解任の申出に係る手続きについては、「国立大学法人福井大学学長選考・監察会議規則」第5条に定めており、同規則は本学ホームページにおいて公表している。</p> <p>（国立大学法人福井大学学長選考・監察会議規則） https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=5#</p>
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	有	<p>第45回学長選考会議及び第46回学長選考会議において、国立大学法人評価委員会作成の業務実績報告書等書類及び監事からの意見聴取に基づき、学長の業務執行の状況について確認を行い、本人に通知しており、本学ホームページに公表している。</p> <p>（令和2年度業務執行状況の確認結果について） https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/sikkoujoukuou_r2.pdf</p> <p>令和3年度の学長の業務執行状況については、第1回学長選考・監察会議及び第2回学長選考・監察会議において、再任に係る手続きとして、上記の書類や監事からの意見聴取、本人に対するヒアリングにより確認を行い、学長の再任決定後、本学ホームページに公表している。</p> <p>（次期学長予定者決定の公示） https://www.u-fukui.ac.jp/news/83177/</p>
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理	無	<p>経営協議会からの選任方法及び選任理由については、中立性・公正性を担保し、専門的立場からの意見をいただく観点から、学外委員の内から経営協議会の審議を経て委員を選出している。なお、経営協議会の学外委員については、次の観点により選考している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
由		<p>(1) 教育、医学、工学及び国際地域に深い知見・実践経験を有する者、自治体関係者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、大学経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の多様な関係者から幅広い意見等を聴取できるように選考する。</p> <p>(2) グローバルな視野、地域の期待からの意見等を的確に把握できるように選考する。</p> <p>教育研究評議会からの選任方法及び選任理由については、教育、医学、工学、国際地域及び管理運営のそれぞれの専門的視点から意見を述べるができるよう、理事、副学長及び学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長の内から、教育研究評議会の審議を経て委員を選任している。</p>
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	有	<p>本学においては、学長の下に教学及び経営を担当する6名の理事を配置して学長を補佐しており、この体制の下、様々な改革が実行されている。第42回学長選考会議において、福井大学における大学統括理事の設置について審議したところ、現時点では設置を見送ることとした。</p>
基本原則 4 及び 原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	無	<p>教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくために、本学ホームページや冊子等により、本学の教育研究情報を始め、法人経営、社会貢献活動等に係る様々な情報を原則 4-1 のとおり、適切に公表している。</p> <p>また、令和3年4月には、本学の理念を実現するための道標として、2040年に向け、福井大学の未来像を具現化するため「福大ビジョン 2040」を策定し、併せて各学部等への掲示や本学ホームページに掲載し、広く公表している。</p> <p>福大ビジョン 2040 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/fukudaivision2040/</p> <p>内部統制の仕組みについては、国立大学法人福井大学業務方法書第2条において、内部統制システムの整備と継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努める事を規定している。</p> <p>また、同方法書第3条において、内部統制システムに関する事務を統括する役職員及び内部統制システムの整備を推進するための体制の決定、モニタリングを行うために必要な規程の整備、内部統制システムに関する事務を統括する役員への定期的な報告の確保を規定している。</p> <p>これらの規定の下、次の内部統制に係る規則を設け、所掌する理事の下で、内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図っている。</p> <p>国立大学法人福井大学業務方法書 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=315#</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<p>国立大学法人福井大学内部統制システム運用規則 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=1162 #</p>
<p>原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>無</p>	<p>法令に基づく適切な情報公開（法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報）については、大学ホームページや冊子等により公表している。情報公開にあたっては、カテゴリ毎のページにおいて関係のニュースを表示するようにしており、ステークホルダーが関係する情報をわかりやすくしている他、特設ページの設置やイラストを加えることによって情報のわかりやすさを工夫している。</p> <p>(理念・ビジョン) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/ (教育情報) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/obligation/ (財務・調達情報) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/ (研究、産学官連携) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_scholar/relation/ https://www.u-fukui.ac.jp/cont_scholar/relation/partnership/ (社会貢献) https://www.u-fukui.ac.jp/user_local/ https://www.u-fukui.ac.jp/special/ (情報公開) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/</p>
<p>補充原則 4-1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>無</p>	<p>情報公開にあたっては、報道関係、受験生・その保護者、学生・その保護者、多様な関係者を有することを踏まえ、各ステークホルダーが取得する情報をカテゴリ毎のページにし、関係のニュースを表示している。広報誌など誌面での情報提供、内容が伝わりやすいように動画コンテンツ、SNS を用いてホームページや誌面の閲覧者を増やすようフォローしている。</p> <p>(報道実績) https://www.u-fukui.ac.jp/press/ (報道機関、地域社会) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/ (受験生・保護者向け) https://www.u-fukui.ac.jp/special/ https://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
		<p>(学生・保護者向け)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/user_student/</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/fukupre/</p>
<p>補充原則 4 - 1</p> <p>②</p> <p>学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>有</p>	<p>教育情報として、「学生が身に付けることができる能力」を、学部及び大学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として公表している。また、その能力を学生が身に付けた根拠として、「教育・研究に対する意識・満足度調査結果」において教育に対する学生の修得度を調査し、その結果を公表しており、卒業予定者においては、「専門知識や技能」「実践的な能力」「広い視野での物事を多面的に考える力」「課題探究・問題解決能力、自己学習力」等の修得度について、学部、大学院のいずれにおいても肯定的な回答が90%を超えている。また、高等教育推進センターに教学 IR 部門を設置し、「学生が身に付けることができる能力」の修得度の可視化に取り組んでいる。</p> <p>ディプロマポリシー：</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_life/academic/polycy/#curriculum/</p> <p>教育・研究に対する意識・満足度調査結果：</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/R1-R3_hikaku.pdf</p> <p>学生の進路状況については、大学院進学、就職、その他を合わせた進路決定率は、全体で R4 年度は 99.3%（昨年度 98.4%）と高水準を維持している。</p> <p>実就職率は、98.4%（昨年度 96.7%）とこちらも高水準を維持しており、複数学部を有する卒業生 1,000 人以上の国立大学の実就職率ランキングでは、16 年連続 1 位を獲得している。第 4 期中期計画・中期目標において、概ね 96%前後の高い就職率を維持することを目標としており、今後もキャリア教育の充実ときめ細かな就職支援を継続していく。</p> <p>学生の進路状況、大学進学率、就職率、就職先情報、就職支援体制等については、基礎資料：https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/material/</p> <p>キャリアセンターホームページ就職実績：http://www.career-c.u-fukui.ac.jp/about/employment/</p> <p>にて公表しており、16 連覇についても大学の PR の一環としてホームページ上にも掲載している。</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/special/career/#zenkoku1</p>

<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表</p>	<p>無</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/</p> <p>一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報</p>
------------------------------	----------	--

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
事項		<p> https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/ 福井大学基礎資料 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/material/ 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 組織図 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/ 規程集（公開用） https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/ 中期目標期間に係る評価 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management02/ ・ 監査に関する情報 監事監査計画書 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/whip/ 監事及び会計監査人の監査報告書 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management10/ </p> <p> ■ 医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 管理者の選任に当たって、管理者の資質及び能力に関する基準及び合議体の設置については、以下に公表している。 https://www.hosp.u-fukui.ac.jp/outline/disclosure/b_notification/ </p> <p> ■ 医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.hosp.u-fukui.ac.jp/outline/approach/safety-measure/ 上記ページにおける福井大学医学部附属病院医療安全管理業務監査委員会委員がそれに該当している。 </p>